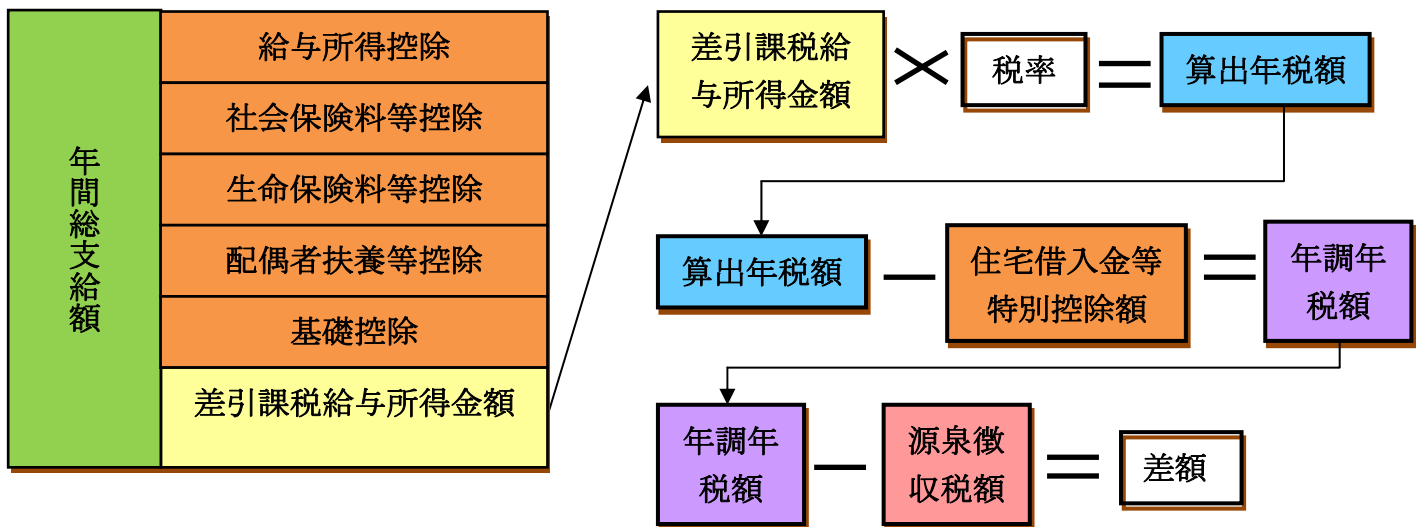


早いもので11月となりました。さて、今回は季節柄「年末調整」です。

年末調整とは、給与の支払を受ける一人一人について、毎月の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)とを比べて、その過不足額を精算する手続です。大部分の給与所得者は、この「年末調整」によってその年の所得税の納税が完了し、改めて確定申告の手続をとる必要がないこととなります。

簡単な計算式は下記になります



このようになっており、年調年税額と源泉徴収税額との差額が、「還付」や「不足」となります。近々、担当者よりお話が出ると思いますが、書類のご準備をお願い致します。

- 扶養控除申告書 ← 本人記載 (本人、扶養配偶者、扶養家族の名前、生年月日等)
  - 保険料控除申告書
  - 国民健康保険税、国民年金
  - 小規模共済掛金書類
  - 住宅取得特別控除 (返済予定表添付)
  - 保険控除証明書 (各保険会社よりの郵送物)
- (該当する方のみ)

上記が、年末調整を算定するに当たり必要となりますので、お手配宜しくお願い致します。

発信 長谷川会計事務所広報部  
TEL028-614-2660  
FAX028-614-2661

11月の主な税務スケジュール

- 所得税の予定納税額の納付  
納期限…11月30日
- 個人事業税の納付(第2期分)  
納期限…11月中において都道府県で定める日
- 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…11月10日
- 9月決算法人の確定申告  
申告期限…11月30日
- 3月決算法人の中間申告  
申告期限…11月30日